

イングランド宗教改革とウェールズ

山本信太郎

キーワード：イングランド宗教改革，ウェールズ，ウェールズ合同法，ウェールズ語聖書・祈祷書，ウイリアム・モーガン

はじめに

イングランドの教会は、国王ヘンリ 8 世の離婚問題に端を発して、1534 年の国王至上法によって中世的な普遍的キリスト教世界から離脱し、イングランド国教会が成立した。いわゆるイングランド宗教改革である。また、現在の連合王国の一部を形成するウェールズは、ちょうど同じ時期に、いわゆるウェールズ合同法によってイングランド王国の一部となった。本稿は、イングランド宗教改革がウェールズにどのような影響を及ぼしたのか、あるいは同時期に並行して起こったイングランド宗教改革とウェールズ合同がどのような関係にあったのか、今後考えられる研究課題を検討しようとするものである。

まず、表題である「イングランド宗教改革とウェールズ」の含意から説明していきたい。もともと筆者はこのような研究課題に取り組むにあたって、「ウェールズ宗教改革史研究の課題と展望」といったタイトルを構想していた。English Reformation のウェールズ版である Welsh Reformation の訳語としてウェールズ宗教改革という表現をとったわけだが、研究史を検討する中で、Welsh Church といった表現はあっても、Welsh Reformation という語はほとんど使われないことが分かった。もちろん、全くないわけではなく、1960 年代の著作の中にこの語をタイトルとしたものもあるが⁽¹⁾、近年では、ほとんど Reformation in Wales という語が使われている。そのような事実はおそらく、ウェールズにおける宗教改革、すなわちプロテスタント化の過程が内発的なものではなく、イングランド王権ないしは政府の影響力のもと、つまりは「外国」の政策として遂行されたという含意を示すものであると思われる。近年、ウェールズにおける宗教改革の研究で、社会史的手法も積極的に取り入れながら活躍しているウェールズ・バンガ大学のキャサリン・オルソンが、『新しいウェールズの歴史 神話と現実』に専門分野から寄稿した章のタイトルが「宗教改革はウェールズで歓迎されたか？」となっているのも、このあらわれであると考えられる⁽²⁾。そのような研究史の状況に合致するであろう表現として「イングランド宗教改革とウェールズ」を採用したのである。

そもそも、筆者がウェールズに興味を持ったのは、ある意味では偶然の産物で、これまでの研究でラドロウ (Ludlow) という、シュロップシャの都市をとりあげたことに始まる。筆者はこれまで、教会行政の最末端の単位であり、一般の人々がそこで宗教生活を送る教区 (parish) という場に焦点をあてて、イングランド宗教改革を研究してきた。ヘンリ 8 世 (1509-47) からエドワード 6 世 (1547-53)、メアリ 1 世 (1553-58)、エリザベス 1 世 (1558-1603) と短期間の君主の交代とともに、公的な宗教体制がプロテスタントからカトリック、そして再びプロテスタントへと二転三転するイングランド宗教改革の過程が、人々の最も身近な教区教会でどのような経験として現れたのかを考察してきたのであ



写真① ラドロウ教区教会

（ウエールズ辺境評議会については後述）。実際にラドロウを訪れてみると、ウエールズ辺境評議会の司令部が置かれたラドロウ城の廃墟が観光名所として残っており、その城壁に登ると、ウエールズ方面が実に良く見渡せる（写真②）。近世のウエールズ辺境評議会の面々もこのようにウエールズ方面を見渡していたのか、という思いは、筆者の関心をウエールズに向けていくこととなった。

しかし、ウエールズへの眼差しは、単に筆者の個人的興味だけにとどまらず、近年いわゆる「イギリス史」においては、イングランド中心史観が批判され、現在の連合王国を構成する4つのネイション、すなわちイングランド、スコットランド、ウエールズ、アイルランドの相互関係を描こうとする、いわゆる「ブリテン史」の試みが盛んである⁽⁴⁾。近世では、特に17世紀のいわゆるピューリタン革命を、三王国戦争すなわちステュアート家が統治したイングランド、スコットランド、アイルランドという三つの王国の戦争として描こうとする研究が活発であることは、周知の通りである⁽⁵⁾。また、宗教改革史研究においては、イングランドとスコットランドの宗教改革の政治過程が全く別の道をたどったので、17世紀の三王国戦争研究に比べると、ブリテン史の視点が導入されるのは遅れたが、それでも近年は「ブリテンの宗教改革」という叙述のあり方が模索されている⁽⁶⁾。ただし、その中でもウエールズは比較的早い時期、すなわち、17世紀の動乱のはるか以前、ちょうど宗教改革の開始と同時期にイングランドと合同したので、現在でもスコットランドやアイルランドに比べると取り上げられることが少ない。もちろん、ウエールズ史固有の領域での研究の蓄積はかなりのものがある⁽⁷⁾。しかし、近年ではいわゆる上記のブリテン史の文脈でも取り上げられるようになり、三王国戦争下のウエールズについては、近年、岩井淳氏が精力的に業績を発表している⁽⁸⁾。本稿では、そのようなブリテン史の視点も大いに意識しながら、まずは宗教改革にいたるまでのウエールズの歴史について概観し、次にイングランド宗教改革とほとんど並行して起こったウエールズ合同（併合）について述べ、その後、ウエールズにおける宗教改革の中でも追究されるべき諸問題を紹介し、最後にその中でも最も大きな課題であると思われる、宗教改革と言語の問題について考えたい。本稿は、このテーマでの筆者の初の論考であり、今後取り組むべ



写真② ラドロウ城

き課題を列記した覚え書きでもある。

1. 宗教改革前夜のウェールズ

まず、はっきりさせておかなければならないことは、宗教改革期に至るまで、ウェールズは領域的には一応イングランド王国の一部ではなかった、ということである⁽⁹⁾。中世のウェールズは、大小の領主が次々に勢力を伸張させたり後退させたりする、言わば戦国時代であった。このようなウェールズに対してイングランド王権が無関係であったかということ、もちろんそうではない。良く知られているように、いわゆるエドワード1世のウェールズ征服以降、イングランド王権はウェールズに決定的な地歩を築く。すなわち、宗教改革前夜のウェールズは、イングランド王国の一部ではないという状態でありながら、そこにおけるイングランド王権の影響力は極めて大きいという状況であった。この点について、簡単に見ておきたい。

13世紀のイングランドは、事実上フランスの大貴族であるアンジュー家が統治しており、状況によっては、対ウェールズ政策が大きく後退することもあった。ヘンリ3世の治世(1216-1272)の後半がそうで、13世紀の半ばまでにイングランド王権はウェールズに強力な支配を築いたものの、その後、ウェールズ北部グウィネッツ地方で勢力を伸ばしたルウェリン・アップ・グリフィズ(Llywelyn ap Gruffudd, d. 1282)が大きく台頭し、実際にウェールズ全土を統合したわけではないが、自らウェールズ大公(Prince of Wales)を名乗るようになり、1267年にヘンリ3世との間に結ばれたモンゴメリ条約によって、その称号を事実上認められることになる。ウェールズ大公領(Principality of Wales)の成立である。おりしも、ヘンリ3世はレスタ伯シモン・ド・モンフォールと抗争中で、レスタ伯と手を組んだルウェリンに対して、ヘンリが妥協した結果でもあった。

しかし、1272年にヘンリ3世の息子エドワード1世が即位すると、いっきにウェールズとルウェリンへの圧力を強める。結果だけを述べれば、1282年にルウェリンが激発して反乱を起こし、ウェールズに送られた大軍によって、ルウェリンは戦死する。これがいわゆるエドワード1世のウェールズ征服である。1284年にはウェールズ法、いわゆるリズラン法(Statute of Rhuddlan)が成立し、ウェールズの西半分に相当するウェールズ大公領は、イングランド王権の直轄領として再編されることになった。さらに、1301年には、エドワード1世は自身の王子であるエドワード、すなわち後のエドワード2世にプリンス・オヴ・ウェールズの称号を与え、これ以降、イングランド王の皇太子がプリンス・オヴ・ウェールズの称号を帯びるようになったことは良く知られている。イングランド王は、北部ウェールズの拠点であるカーナヴォンを宮廷所在地として、大公領(=プリンシパルティ)を統治した。カーナヴォン城は現在でもプリンス・オヴ・ウェールズの戴冠式が行われることで知られている(写真③)。

ただし、ウェールズの領域全体がプリンシパルティとして統治されたわけではない。ウェールズのおおむね東半分、つまりイングランドと境を接している部分はMarch、すなわち辺境領ないしは辺境諸侯領と呼ばれた。本来マーチは辺境一般のことを意味したので、例えばスコットランド王国との国境に近い北辺にもマーチと呼ばれる地域が存在するが、通常、マーチと言えばこのウェールズ辺境諸侯領のことを指す。マーチには当然中小の地元の領主が群雄割拠していたが、インگران



写真③ カーナヴォン城

ドの大貴族や、あるいは国王が自ら領主となっているものも点在していた。このように権力が錯綜する雑多なウェールズ辺境諸侯領の監督のために15世紀末にウェールズ辺境評議会が形成されてくるのだが、この点については後述する。

このようにして、プリンシパルティとマーチという二重の構造のもと、ウェールズは近世を迎えることになるが、テューダー朝が成立した時点では、あくまでもイングランド王国の一部でなかったことは、繰り返し強調しておきたい。そのようなウェールズにとって、テューダー王朝の成立は大きな転換点であった。テューダー家がはっきりとウェールズ出身の家系だったからである⁽¹⁰⁾。リズラン法のもとのウェールズは、先に述べたようにイングランド王権の極めて大きな影響力のもとにあったが、もちろん反発がなかったわけではない。1400年にはウェールズ最後の大反乱と言われる、オーウェン・グリンドゥル (Owin Glyndwr, c. 1359-c. 1416) の反乱が起きる⁽¹¹⁾。オーウェンは1400年9月16日に、イングランド王権に奪われていたウェールズ大公の称号を名乗って蜂起し、ウェールズ北部を中心とした諸侯がこの反乱を支持した。また、ヘンリ4世の遠征軍に対してゲリラ戦術がとられたために、最終的な鎮圧には15年が費やされ、ヘンリ5世の治世となっていた。なお、オーウェンが最終的にいつどこで死んだのかは良く分かっていない。

オーウェン・グリンドゥルの反乱とその鎮圧を経て、ウェールズでは従来の有力領主が没落し、新興の領主たちが台頭する。その中の一つがウェールズ北部アングルシ島出身のテューダー家であった⁽¹²⁾。テューダー朝の開祖ヘンリ7世の祖父にあたるオーウェン・テューダー (Owen Tudor, c. 1400-1461) は、百年戦争で活躍したヘンリ5世に従軍し、イングランドの宮廷に出仕するようになる。オーウェン・テューダーは、ヘンリ5世が若くして死ぬと、ヘンリ5世の未亡人であるキャサリン王妃 (カトリーヌ・ド・ヴァロワ) と再婚したため、その間に出来たこどもたちは国王ヘンリ6世の異父兄弟となり、兄エドモンド・テューダー (Edmund Tudor, c. 1430-1456) はリッチモンド伯に、弟ジャスパー・テューダー (Jasper Tudor, c. 1431-1495) はペンブルック伯 (後にベドフォード公に昇爵) に叙せられた。バラ戦争が始まると、ウェールズも両家の争いに巻き込まれ、大きくはプリンシパルティがランカスタ家、マーチがヨーク家の基盤となったが、最終的にヨーク家最後の国王リチャード3世を、ランカスタ派の最後の生き残りであり、エドモンドの息子であるリッチモンド伯ヘンリ・テューダーがレスターシャのボズワースで敗死させ、ヘンリ7世としてテューダー朝を開くことになる。ボズワースの戦いでは、多くのウェールズ領主がヘンリの陣営に加わった。イングランド王に即位したヘンリ7世は、ウェールズの出自を強調し、ウェールズの象徴である赤い竜を自らの紋章に用いたり、ウェールズにゆかりの深いアーサー王伝説を利用し、長男にアーサーの名を付けたりしたのである。

以上、ウェールズとイングランドの関係を中心に極めて概説的な事項を確認してきたが、要はイングランド宗教改革が展開したテューダー朝は、もともとウェールズ出自の王朝であったことを強調したかったわけである。すなわち、ウェールズは宗教改革期まで、13世紀後半のエドワード1世によるウェールズ征服以降、イングランド王権の極めて大きな影響力のもとに入り、テューダー王朝が成立することで、さらにイングランドとの関わりを深めていく。そのようなテューダー朝第2代の国王ヘンリ8世のもとで、いわゆるイングランド宗教改革が展開するわけだが、ほぼ同時期に、ウェールズは正式にイングランド王国に統合されることになった。このウェールズの統合は、宗教改革による変動にともなう、言わば「テューダー・レルム (Tudor Realm) の再編」の一貫として位置づけることが出来る。次にこの点を見ておきたい。

2. イングランド宗教改革とウェールズ合同法

冒頭で述べた通り、イングランドはヘンリ8世治下の1530年代に、国王自身のいわゆる離婚問題に

端を発して、ローマ教皇権を排除し、普遍的キリスト教世界から離脱することになる。そして、全く同じ1530年代に、いわゆるウェールズ合同法によって、ウェールズは正式にイングランド王国の一部に統合される⁽¹³⁾。ここで、「合同」という言葉について一言触れておきたい。現在の連合王国は、イングランドとウェールズが「合同」し、1707年にはイングランドとスコットランドが「合同」し、1801年にはさらにアイルランドと「合同」し、20世紀に入ってアイルランドが北アイルランドを残して独立して、今の形になっていることは良く知られている。それらの「合同」においては全て Union という言葉が使われており、3回の「合同」を定めた法律は、全て一般に Act of Union と呼ばれる。ただし、イングランドとスコットランドが「合同」してグレート・ブリテン王国になり、グレート・ブリテン王国とアイルランド王国が「合同」してグレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国となったのとは異なって、イングランドとウェールズが「合同」したあとの名称は、イングランド王国のままであった。このように、王国の名称に見られるようなイングランドの主導性から、日本語の記述においては「ウェールズ併合」という表現が採られる場合もある。しかし、一貫して Union という言葉が使われたことを尊重して、本稿では「合同」「合同法」を用いる。なお、それら合同法の歴史については、本稿刊行直後の9月18日にスコットランド独立を問う住民投票を控えているため、再びホットな話題となっていることを付言しておきたい⁽¹⁴⁾。

先述の通り、宗教改革の過程は、全く別個の王国であったイングランドとスコットランドでは別々の政治過程を辿った。イングランドについてはすでに述べた通りであるが、スコットランドでは1560年代にカトリックのステュアート王権に対して、カルヴァン派（長老派）の貴族が反乱を起し、1568年に女王メアリ・ステュアートを廃位し、紆余曲折の末に体制教会としての長老派教会が成立していくことになる⁽¹⁵⁾。このように、別個の王国であったイングランドとスコットランドの宗教改革の政治過程は全く異なったものとなったが、程度の差はあれ、イングランド王権の影響力のもとにあったウェールズとアイルランドにおける国制的な変化は、イングランド宗教改革の政治過程と大きくリンクするものであった。すなわち、1530年代にイングランド王国がローマ・カトリックの普遍的キリスト教世界から離脱すると、それにともなって、イングランドとアイルランド、およびイングランドとウェールズの関係は大きな転換を迎えることになる。つまり、イングランド宗教改革が進行した1530・40年代に、いわゆるテューダー・レムはまさにイングランドの宗教改革にひきずられる形で再編されることになる。

そのようなイングランド宗教改革とテューダー・レムの再編の関係は、アイルランドにおいては相対的に明確であった。1541年に成立したアイルランド王国昇格法は、直接的にイングランドのローマ・カトリック教会からの離脱とリンクしていたからである⁽¹⁶⁾。イングランド王権は中世以来、アイルランド領主（太守・封主, Lord of Ireland）を名乗り、ダブリンの総督府を通してアイルランドへの支配権を主張していた。ただし、アイルランドは多数の地方領主が群雄割拠する状況で、実際にはイングランド王権の影響が及んでいたのはダブリン周辺のペイルに限られており、アイルランド領主の代理たるアイルランド総督も、アイルランド地元の大領主が、イングランド風の貴族の称号を与えられてその任にあっていた。そもそも、アイルランド領主の称号は、12世紀半ばにヘンリ2世がローマ教皇ハドリアヌス4世（c. 1100-1159, 在位 1154-1159）からアイルランド領有を認められたことによる。ハドリアヌス4世は本名ニコラス・ブレイクスピア、歴代唯一のイングランド出身の教皇である。イングランド王にアイルランド領有を認めるこの教皇勅書は、偽書の疑いもあるが、ともかくもこの教皇勅書を根拠に代々のイングランド国王はアイルランド領主を名乗ってきたのである。このように説明すると、アイルランド王国昇格法の位置づけは明確であろう。すなわち、イングランドがローマ教皇権を排除した結果、ローマ教皇より授与されたアイルランド領有の根拠が失われ、アイルランドへの支配権の主張を更新する必要が生じたために、新たにアイルランドを王国であると位置づけ、アイルランド国王はイ

イングランド王が兼ねることを宣言したのがアイルランド王国昇格法であった⁽¹⁷⁾。国王至上法と全く同じ1534年に、アイルランド総督を代々世襲し、事実上アイルランド統治をイングランド王権から任されてきた地元大貴族キルデア伯フィッツジェラルド家 (Earl of Kildare, Fitzgerald) が反乱を起こし、その鎮圧によってキルデア伯家が排除されたことによって、イングランド王権が直接アイルランド統治に乗り出さなければならなかった点も王国昇格法への重要な布石となっていた⁽¹⁸⁾。また反乱の際、キルデア伯がカトリック信仰の擁護を掲げ、ヘンリ8世を「異端」と呼んだことも見逃せない点である⁽¹⁹⁾。この時期までの反乱の中で、国王自身に批判の矛先を向けるのは極めて異例なことであり、宗教改革は、この反乱に新たな根拠を付与したとも言えるだろう。

アイルランドに対し、ウェールズの状況は宗教改革との関連がそこまで明確ではない。ウェールズは1536年の合同法によりイングランド王国の一部になるが、合同法の成立は必ずしも宗教改革の政治過程とリンクしているわけではないからである。一般的な説明としては、合同法は、主権国家を指向するようになったテューダー王権が、ローマ・カトリック世界から離脱する中で、それまで明確にイングランド王国の一部ではなかった従属領域への王権の浸透を徹底させようとしたことの一環であるとされる。しかし、そのような概括的な説明だけではなく、宗教改革ないしはヘンリ8世の離婚問題と合同法の関係について、個別具体的な側面も指摘することは可能である。

例えば、合同法はウェールズに権力の空白が発生したことへの対応としても考えることが出来るが、ウェールズにおける権力の空白をもたらした、地元有力家系であるライス一族の処分については、イングランド宗教改革の政治過程である国王ヘンリ8世の離婚問題との関連が指摘されている。そもそも、テューダー王家はウェールズの出身であり、同家がイングランド王位についた後、ウェールズで急速に台頭したのがライス一族であった。ライス一族の呼び名は、イングランド王権から事実上のウェールズ統治を任せられ、王権への忠誠と引き替えに領域内での自由が黙認されたライス・アップ・トマス (Rhys ap Thomas, 1448/9-1525) の名に由来する。その地位は、1525年に孫のライス・アップ・グリフィズ (Rhys ap Gruffudd, c. 1508-1531) に継承されるが、その後彼とテューダー政府の関係が急速に緊張していき、1531年に彼は処刑されることになるのである。その原因としては、同じく1520年代半ばから急速に再建強化されていくウェールズ辺境評議会との恒常的な対立も挙げられるが、何よりも処刑の直接の理由は、スコットランドやマン島の勢力と連携して、ヘンリ8世への反乱を企図したというものであった。しかし、実際にライスが反乱を計画していたかどうかは極めて疑わしいとされており、処刑の根拠はかなりあいまいなものであった。要するに、1531年と言えば、ヘンリ8世の離婚問題が係争中であり、政府が反乱に対して極めて神経質になっていた時期であったことが、過度の処分を下す原因ともなったと考えられている。また、年若く粗暴なライスが、宮廷内で急速に台頭しつつあった、王の愛人であり、後に二番目の王妃となるアン・ブリンのプリン家と対立したことも、ライスを破滅に追い込んだ原因である可能性が指摘されている。少なくとも、ライスの処刑後、その所領はペンブルック侯爵領としてアン・ブリンに与えられている⁽²⁰⁾。いずれにせよ、有力者ライス一族の排斥は、アイルランドにおけるキルデア伯爵家の失脚と同じく、イングランド王権を不可避的にウェールズの直接統治へと導くこととなった。

このような状況のもとで、イングランド国教会が成立した国王至上法の2年後、1536年にいわゆるウェールズ合同法は制定される。法律の内容面での詳細な分析は他に譲るが⁽²¹⁾、まず、合同法は7年後に制定された、いわゆる第二次合同法とセットであること、また、結論から言えば、その両方の項目に、宗教政策に関わることがらは一切見られないことを先に指摘しておきたい。1536年の合同法は、マーチ領主権の廃止、ウェールズ全域へのイングランド風の州制度の導入、ウェールズからのロンドン・ウェストミンスターの議会への議員の選出などを定めている⁽²²⁾。また、この1536年合同法では、州の境界などに曖昧な部分があったため、1543年にいわゆる第二次合同法が制定され、州の境界を確定

するとともに、州ごとの治安判事の任命や四季裁判の開催などを定めた⁽²³⁾。そのため、この第二次合同法は1536年法と比較してかなり長大なものとなったが、先の1536年法にも、この1543年法にも、宗教に関わる項目は見いだすことが出来ない。本質的に1536年法のタイトル（註22参照）が示しているように、合同法はウェールズを完全にイングランド王国の一部として、そこにイングランドの法が施行されることをうたったものであった。それゆえに合同以降は個別の宗教立法がウェールズでも実施されることを前提としたために、合同法において宗教的なことがらを規定する必要がなかったからであったと考えられる。それでは、実際にイングランド王国の一部となったウェールズにおいて、宗教改革はどのように展開したのか、また、そのような展開はどのような人々や機関によって担われたのか、という点を次に考えてみたい。

3. ウェールズにおける宗教改革の展開

現在、イングランド宗教改革史研究においては、人々は決して宗教改革を望んではおらず、プロテスタント化は様々なレベルの抵抗を受けつつゆっくりと押しつけられていったという、いわゆる「上からの宗教改革論」がおおむね受け入れられている⁽²⁴⁾。一般的に、ウェールズにおいてもそのような状況が妥当するのだが、上からのプロテスタント化への抵抗については、イングランド以上にさしたる混乱を引き起こさなかったことが強調される傾向にある⁽²⁵⁾。

具体的には、成立したばかりのイングランド国教会が国王総代理であるトマス・クロムウェルのもとでまっさきに取り組んだのは修道院解散であるが、ウェールズでもイングランドと同様に、極めて短期間のうちに修道院の解散没収は遂行された。すなわち、合同法と同じ1536年に制定された小修道院解散法（27 Henry VIII, c. 28）ののち、大修道院の自発的な解散が続き、その状況を追認する形で1539年に大修道院解散法（31 Henry VIII, c. 13）が成立、1540年のウォルサム修道院の解散をもって、全ての修道院が姿を消すことになる。修道院解散にあたっては、クロムウェルの命令で、全国の教会・修道院をくまなく調査し、その財産を査定して記録した『教会財産査定録（Valor Ecclesiasticus）』が作成されており、史



地図① 合同法以前のイングランドとウェールズの教会行政区分（山本『イングランド宗教改革の社会史』21頁）



写真④ ランダフ大聖堂

生まれに見る詳細かつ網羅的な宗教関連施設の記録となっている⁽²⁶⁾。査定録は主教区ごとに記録されているが、イングランドの主教区に続いて、ウェールズの4つの主教区も全く同じ書式で記録されている。なお、ウェールズの4つの主教区と主教については、すぐこのあとに言及することになる。いずれにせよ、ウェールズの修道院は、イングランドと全く同じようにごく短期間のうちに解散されていく。上述の査定録によれば、ウェールズの修道院は相対的に小規模で、ウェールズの全ての修道院は、1536年の小修道院解散法の対象である年価値200ポンド以下の修道院であり、

最も大きな修道院でも修道士の数が13名以下であって⁽²⁷⁾、さしたる混乱もなく粛々と解散が断行されていった。

また、1547年にエドワード6世が即位すると、より急進的なプロテスタント化政策がとられ、寄進礼拝堂の解散、教区教会からの聖画像の撤去、聖職者の結婚の容認、共通祈祷書の導入などが進められていくが⁽²⁸⁾、そもそも、これらの政策は議会制定法として、あるいは国王布告として法的に進められたので、当然、イングランド王国の一部となっていたウェールズにも適用されていった。また、イングランドでは、修道院解散を契機に北部ヨークシャで恩寵の巡礼と呼ばれる大規模な反乱が起きているし⁽²⁹⁾、エドワード6世治下の共通祈祷書導入の際には、最西部であるデヴォン・コーンウォール両州で西部反乱が勃発しているが⁽³⁰⁾、ウェールズではそのような動きは見られなかった。イングランド王国内の王権所在地ロンドンから隔たった地に、宗教改革に反発する反乱が次々に起こったことに対し、イングランドからすれば辺境であったウェールズにそのような兆候がほとんどなかったことは、特筆すべきことがらであろう。

ウェールズにおける、このようなイングランドと同様の宗教改革政策の遂行は、もちろんウェールズがイングランド王国の一部となっていた点も大きいですが、教会行政の面の特徴も見逃せない。先述の通り、ウェールズには中世以来、4つの司教区が置かれていたが、これらは合同法以前から、イングランドのカンタベリ大司教管区に下屬していた（地図①を参照）（写真④～⑦）。まだ司教区の行政単位が不安定であった11、12世紀には、ウェールズの司教区のうち、セント・デイヴィッツ司教が大司教位を主張して、カンタベリからの独立を主張したこともあったが、いずれも頓挫したので、一貫してウェールズはカンタベリ大司教管区のもとにあった⁽³¹⁾。それゆえに、先ほど述べた『教会財産査定録』でも、ウェールズの4主教区は、カンタベリ大司教管区の各主教区の最後に、つまりイングランドのヨーク大司教管区の各主教区の前に記載されているわけである。

主教は、定期的に自らの主教区に対して主教巡察を行ったが、その際、主教区内への調査項目をまとめたものが巡察質問条項（visitation articles）である⁽³²⁾。筆者がかつて利用した巡察質問条項の史料集成⁽³³⁾の中には、ウェールズの主教区に対するものも含まれており、宗教改革期のウェー



写真⑤ セント・デイヴィッツ大聖堂

ルズに対しても主教巡察が恒常的に行われたものと考えられる。また、現存する巡察質問条項を見ると、例えば、1551年のバンガ主教アーサー・バークリ (Arthur Bulkeley, c. 1495–1553) の質問条項⁽³⁴⁾は、1550年のロンドン主教ニコラス・リドリ (Nicholas Ridley, c. 1502–1555) の質問条項⁽³⁵⁾をほぼ踏襲しており、ウェールズにおいてイングランドと同じ宗教政策の貫徹がはかられたことをうかがわせる。このバークリ主教は、ウェールズ北部のアングルシ島出身で、オックスフォードで学んだウェールズ出身の主教 (1541年着任) であり、宗教改革政策を忠実に実行した主教としても知られている⁽³⁶⁾。バークリ以上に改革派主教として著名な人物としては、1535年にセント・アサフ主教に着任し、36年からはセント・デイヴィッツ主教となったウィリアム・バーロウ (William Barlow, d. 1568)、その後任のセント・デイヴィッツ主教で、メアリ1世治下に火刑となったロバート・フェラー (Robert Ferrar, d. 1555) などが挙げられる⁽³⁷⁾。このように、宗教改革期に改革を推進したウェールズの主教の活動はもっと詳細に検討されるべきであろう。

さらに、そのような検討の延長線上には、ウェールズにおける主教人事の問題がある。一般的には、16世紀前半には少なかったウェールズ出身の主教が、16世紀後半には急速に増えていくとされる。そもそも、ウェールズの主教の聖職禄は圧倒的に貧しいものばかりで、イングランド出身の主教には、より豊かな主教区に移るまでの腰掛けのようにとらえられていたとの指摘がある。筆者が以前注目した興味深い史料として、16世紀半ばにおいて年価値50ポンド以上の聖職禄全てを記したリストがある⁽³⁸⁾。これによると、最も裕福なウィンチェスタ主教の禄は3885ポンド、それに次ぐカンタベリ大主教区は3223ポンドであるのに対して、セント・デイヴィッツ主教区がイングランドの最底辺の主教区とかわろうじて肩を並べることが出来る477ポンド、ランダフ主教区は144ポンド、セント・アサフ主教区187ポンド、バンガ主教区148ポンドと極めて低い値となっている。イングランドでは、新設のチェスタ主教区⁽³⁹⁾の271ポンドを除けば、300ポンド以下の主教区はない。このような状況も考え合わせながら、ウェールズの主教人事がどのような傾向を示し、それが宗教改革の遂行とどのように関わっていたか、プロソグラフィ的な調査を行うことが、考えられる課題の一つである。

次に、ウェールズに対して大きな影響力を持った存在として、ウェールズ辺境評議会について考えて

おきたい。ウェールズ辺境評議会は、一般に1471年にエドワード4世が生まれたばかりの皇太子エドワード (後の5世) をプリンス・オヴ・ウェールズとしてラドロウに送り込み、ウェールズ統治のために設置した評議会がその前身とされている。評議会は、1483年に皇太子エドワードがエドワード5世として即位してラドロウを離れると一時消滅したが、テューダー朝に入って歴代国王が王子や王女をラドロウ城に住ませるようになって常設化していった。ヘンリ7世は1493年に皇太子アーサーを、ヘンリ8世は1525年に長女メアリをそれぞれラドロウに送り込んでいる。



写真⑥ バンガ大聖堂



写真⑦ セント・アサフ大聖堂

また、辺境評議会の議長は、16世紀半ばまでコヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教を中心とした高位聖職者が歴代つとめた。1534年には、いわゆるテューダー行政革命⁽⁴⁰⁾の立役者であるトマス・クロムウェルの側近、コヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教ロウランド・リー（Rowland Lee, d. 1543）が評議会議長に着任して辣腕を振るう。さらに、彼が死去した年である1543年の第二次ウェールズ合同法に盛り込まれた法的整備によって権限を強化し、ウェールズがイングランド王国の一部となった後も、辺境評議会はウェールズ統治の強力な中央の機関として機能することになった。しかし、16世紀のウェールズ統治に大きな役割を果たしたはずのウェールズ辺境評議会については意外に研究が少なく、単著に限れば、エリザベス治下の評議회를扱った国制史家ペンリ・ウィリアムズのものがあるが⁽⁴¹⁾、エリザベス即位以前の時期のものとなると、20世紀初頭のスキールのものに限られる⁽⁴²⁾。また、辺境評議会は、先にも述べた、いわゆるテューダー行政革命の一環として位置づけられることが多く、宗教改革との関係は必ずしも明らかではない。特に筆者の関心から言うと、エドワード6世治下の急進的なプロテスタント改革に辺境評議会がどのような役割を果たしたのか、あるいは果たさなかったのか、そのことがウェールズにおける宗教改革の展開にどの程度の影響を持ったのかを検討することが課題となるであろう。また、すでに述べたように歴代の評議会議長は、エドワード6世が即位するまでは、高位聖職者がこれをつとめるのが常であった。しかし、ロウランド・リーの後任のコヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教でもあったリチャード・サンプソン（Richard Sampson, d. 1554）が評議会議長をつとめた後、1548年には後の政府首班ジョン・ダドリ（John Dudley, later 1st Duke of Northumberland, 1504-53）、1550年には翌年にペンブルック伯となるウィリアム・ハーバート（William Herbert, later 1st Earl of Pembroke, 1506/7-70）と、初めて主教ではない辺境評議会議長が着任する。このような変化を宗教改革との関連で考えてみることも必要であろう。

ここまで、イングランド王権のプロテスタント化政策が、イングランドと同様に、あるいはそれ以上に着実に実施されたということを前提に、その担い手について考えてきたが、他方、ウェールズ全体が急速に、いわゆるプロテスタント化を遂げかどうかは、また別問題である。例えば、16世紀後半になっても、プロテスタント政策の一環として撤去されるべき聖画像が隠匿されていたり、聖像を祭った祠堂（shrine）への巡礼や崇敬といった行為を中心とした伝統宗教のありようがずっと残存していたことは、いたるところにその事例を見いだすことが出来る⁽⁴³⁾。そもそも、「書物の宗教」たるプロテスタントによる改革にとって、民衆のプロテスタント化は民衆の理解出来る言語での教化が必須であった。その際、ウェールズにおいて最も大きな問題となったのは、ウェールズ語の存在である。その点について、最後に考えてみたい。

4. 宗教改革と言語問題

ウェールズにおける宗教改革の問題が、イングランド宗教改革の単なる地方史研究を超えた問題として立ち上がってくる最大の要因がウェールズ語の存在であることはすでに良く指摘されているところである⁽⁴⁴⁾。そもそも、宗教改革期のブリテン諸島は、決して「英語の島」ではなかった。1500年当時のブリテン諸島の言語分布を示した地図にもとづいて見ていこう（地図②）。スコットランド本土最北部とオークニ、シェトランド諸島のノルン語（Norn. 古北欧語であるノルド語の派生語）は、そこがかつてスカンディナヴィア文化圏であったことを示す。また、ブリテン島よりフランス本土に近いチャネル諸島のフランス語は、地理的な位置関係の問題でもある。しかし、それ以外は、英語の方言に近いスコットランド低地語（Scots）を除けば、全て、英語とは全く異なるいわゆるケルト語系の言語圏である。ごく限られたイングランド系の定住地を除いたアイルランド全域で話されていたアイルランド・ゲール語、スコットランドのハイランド地方のスコットランド・ゲール語（上記の二つはこの地図では同じゲ

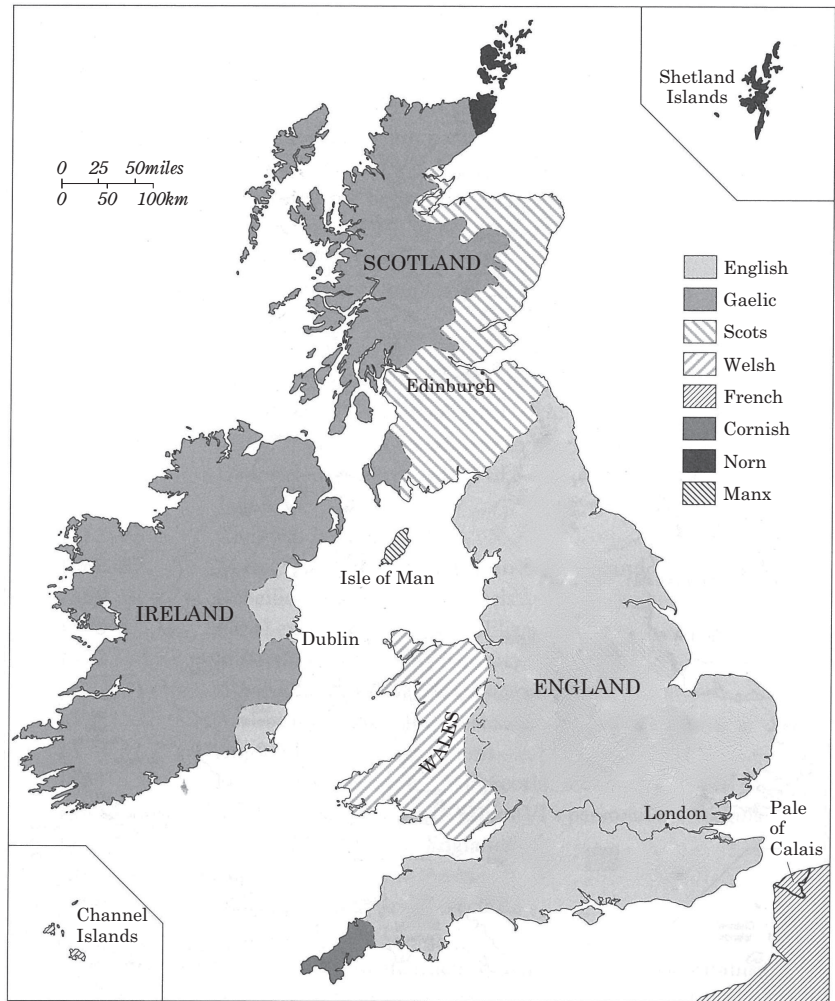
ール語〔Gaelic〕圏に区分されている), 中世には独自の王国を築き, 現在ではイギリス王室直轄領となっているマン島のマン島語(Manx)⁽⁴⁵⁾, 18世紀にはネイティブの話者が途絶えることになる, イングランド最西部のコーンウォール語(Cornish), そしてウェールズ語(Welsh)である。

ウェールズ語は, それらブリテン諸島内のケルト系言語の中で, 現在でも最も良く話されている言語である。もちろん, 近年までウェールズ語話者は減少の一途を辿った。20世紀の初頭に50%いた話者は, 1951年には28.9%, 1991年には18.5%にまで減少したが⁽⁴⁶⁾, 近年はウェールズ語復興の運動も盛んで, 20%以上に盛り返しているようである。ウェールズに一步入ると, 全ての表記がウェールズ語を上配置した二言語表記になることは良く知られているし(写真⑧), 全くウェールズ語だけの表記も見られる⁽⁴⁷⁾。

宗教改革期のウェールズについ

ては, もちろん正確な統計が残っているわけではないが, おそらくは9割以上がウェールズ語話者であり, そのほとんどが英語を理解しなかった。ラテン語を共通言語とする中世の普遍的キリスト教世界から離脱したプロテスタントは, 民衆にも理解される俗語の聖書と礼拝を推し進めた点で, ヨーロッパ全体で共通していた。イングランドでも国教会成立後のヘンリ8世治下に英訳聖書の流布がはかられたし, エドワード6世治下のプロテスタント改革の頂点とされる1549年の礼拝統一法による共通祈祷書は, 何よりも民衆に理解出来ないラテン語に代えて英語の礼拝を導入しようとするものであった。しかし, ブリテン諸島内の非英語話者にとっては, 英語の礼拝は, ラテン語の礼拝と同じく理解出来ない「外国語」であり, この点はプロテスタント宗教改革にとって大きな問題となる可能性をはらんでいた。事実, 1549年に英語の共通祈祷書が導入された直後に起こった西部反乱は, 別名祈祷書反乱(Prayer Book Rebellion)と呼ばれるほど, この英語の祈祷書に対するコーンウォール, デヴォン両州の住民の嫌悪を示す反乱であった。もちろんそれは, 慣れ親しんだラテン語の礼拝への愛着でもあったが, 反乱者の要求文書の中には, コーンウォール語話者にとって英語の礼拝は受け入れられないものであると解釈出来る項目も入っていたのである⁽⁴⁸⁾。

また, 1536年のウェールズ合同法においては, 司法行政上の言語を英語とし, 英語を話せない者を官職から排除することを規定していた⁽⁴⁹⁾。かつては, この合同法におけるいわゆる言語条項は, 公の場におけるウェールズ語の禁止であると位置づけられ, それゆえに英訳聖書の教区教会への設置の義務



地図② 1500年当時のブリテン諸島の言語分布 (Ryrie, *op. cit.*, p. xx.)



写真⑧ ウェールズ国立図書館（アベリストウイス）の正面

化や、1549年の礼拝統一法は、そのような公の場におけるウェールズ語弾圧を、民衆世界にまで広げるものであると解釈されたこともある。しかし、実際には、合同法の成立時点でも、ウェールズで官職に就くような者はもともと全て英語を理解していたので、イングランド王権がウェールズ語の根絶のようなことをもくろんだと考えることは、現在では困難だとされている⁽⁵⁰⁾。イングランド国教会もやはり「書物の宗教」たるプロテスタントであり、英語の聖書や礼拝の強制をはかるのではなく、むしろ俗語を重視し、非英語圏の改革のためにも対応しようとした。例えば、1549年に礼拝統一法が成立し、英語の共通祈祷書が用いられるようになると、早くも1550年に枢密院は祈祷書のアイルランド・ゲール語への翻訳を試みる。これは実現しなかったが、1552年には、フランス語圏であるチャンネル諸島と、フランスに残っていた最後のイングランド領であるカレーでの使用のために、フランス語版の祈祷書が作成されたのである⁽⁵¹⁾。ちなみに、カレーはそのわずか6年後、メアリ1世治世末の1558年に失陥し、イングランドはフランス内の全ての領土を失うことになる。また、17世紀に入ってからであるが、1610年には、現在でもわずか人口8万人程度のマン島で話されるマン島語への祈祷書と聖書の翻訳がなされた⁽⁵²⁾。なお、このマン島語祈祷

書は諸般の事情で出版されなかったが、翻訳にあたったソーダ・アンド・マン主教ジョン・フィリップス（John Phillips, c. 1555-1633, 位 1605-33）は、ウェールズの出身であったという興味深い事実がある⁽⁵³⁾。

聖書や祈祷書のウェールズ語への翻訳については、礼拝統一法の成立直後には、祈祷書の一部の翻訳が個人的な試訳の形でなされるが、本格的な翻訳事業はエリザベス1世の治世を待たなければならなかった。エリザベス即位5年後の1563年、「聖書と祈祷書をウェールズ語に翻訳するための法」が制定されるのである⁽⁵⁴⁾。同法の中では「女王陛下の支配領域であるウェールズは、その領域の中で決して小さな部分ではなく、そこに住まう親愛かつ忠実な臣民の大多数は英語を理解しないのであり、それゆえに神の聖なる言葉から全く遮断され、教皇教（Papistry）のもとにあった時と同じく、否、むしろそれ以上に無知蒙昧の中に置かれている」がゆえに、この法が制定されることがうたわれている。また、1567年までに聖書と祈祷書の翻訳を完成させ、大聖堂と各教区教会がこれを購入することを定めている。

実際の翻訳事業は、セント・デイヴィッツ主教リチャード・デイヴィス（Richard Davies, c.1505-1581）の指揮のもと、人文主義者のウィリアム・セイルズベリ（William Salesbury, b. before 1520, d. c. 1580）、聖職者のトマス・フエット（Thomas Huet, d. 1591）を中心に進められた。セイルズベリが新約聖書の全体を、フエットが特にヨハネの黙示録を担当し、1567年にはウェールズ語訳の新約聖書と祈祷書が完成した。しかし、この時点では聖書は新約聖書のみであり、またその訳にもかなり問題があったようだ。ウェールズ語訳の完全な聖書の翻訳には、ウェールズ北部、デンビシャとモンゴメリシャの境に位置するランレエアドラモックナント（Llanrhaeadr-ym-Mochnant）の教区司祭であったウィリアム・モーガン（William Morgan, 1544/5-1604）が1570年代後半から10年越しで取り組み、ついにウェールズ語訳の新旧両訳聖書が1588年に完成することになる⁽⁵⁵⁾。モーガンは、その後1595年にはラン

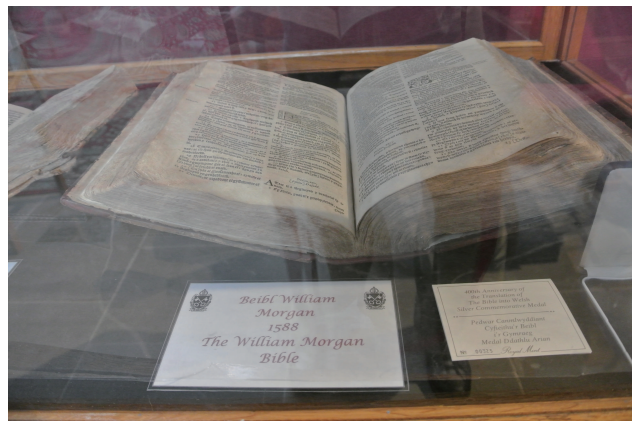
ダフ主教となり、1601年から1604年に死去するまではセント・アサフ主教をつとめた⁽⁵⁶⁾。

以上が、ウェールズにおける聖書と祈祷書翻訳の歴史の概要である。一般的には、1588年のモーガン訳聖書の完成が、ウェールズにおける宗教改革の一つの到達点とされており、ウェールズの教会史だけでなく、ウェールズ史全体の中でもウィリアム・モーガンの名はとりわけ高く評価される傾向にある。例えば、モーガンが最後に主教をつとめたセント・アサフ大聖堂に建てられたモニュメントには、モーガンの他にデイヴィスやセイルズベリ、フエットら、聖書のウェールズ語翻訳に関わった人々の像が並んでいる(写真⑨)。また、大聖堂の中にはモーガン訳の聖書が展示されていた[2013年2月20日現在](写真⑩)。ここで問題となるのは、モーガンは、だいぶ後になって主教になっているが、ウェールズ語聖書翻訳に邁進していた時期は、ウェールズ北辺の一教区司祭であったということである。彼のウェールズ語訳聖書の出版に際しては、ウェールズのデンビシャ出身で、当時ウェストミンスター寺院の首席司祭となっていたガブリエル・グッドマン(Gabriel Goodman, 1521-1601)の援助があったことが知られているし(グッドマンも上記のモニュメントに加えられている)、カンタベリ大主教となつてからのジョン・ホウイトギフトの後援があったようだが、モーガンのこの時期の活動にどのような支持があったのか、あるいは、モーガンがどのような人的ネットワークの中にいたのか、ウェールズに対する種々の政策を推進するイングランド宮廷との関わりはどのようなものであったのか、それらの面がより詳細に検討される必要があるだろう。

また、1588年のモーガン訳聖書が一つの到達点とみなされるような見方については批判的な検討が必要である。むしろ完成したウェールズ語訳の聖書や祈祷書が、実際にどのように用いられたのか、さらにそのようなことがらが、ウェールズ社会にどのような影響を与えたのかがより広範に検討される必要があると考えられる。また、ウェールズを含むイングランド王国全体にラテン語に代えて俗語の礼拝が命じられてから、ウェールズ語の祈祷書や聖書が完成するまでの間、ウェールズ語のみが理解される地域では実際にどのような礼拝が行われており、そのためにどのような具体的な方策が採られたのかも検討されるべきであろう。その際に問題となるのは、聖書よりもむしろ、実際の礼拝の進行を規定した祈祷書であったと考えられる。祈祷書の翻訳は、ややもすれば聖書翻訳の問題の付録のように扱われる傾向にあるが、日常的な宗教生活にとっては、祈祷書の方がより重要であり、今後、個別に考察されるべきであろう。



写真⑨ セント・アサフ大聖堂のモニュメント



写真⑩ モーガン訳ウェールズ語聖書

おわりに

これまで、ウェールズにおける宗教改革の概要と諸問題について述べてきた。また、その中で、筆者自身が今後取り組みたいと考えている、あるいは取り組む必要があると考えている課題を紹介してきた。ここでは、それらの課題をもう一度振り返って、まとめに代えたい。

ウェールズは1536年と43年の合同法でイングランド王国の一部となり、その後イングランドの宗教改革立法がウェールズに適用されていくが、そのようなウェールズでの改革の推進主体の問題が、まず挙げられる。そこで課題となるのが、ウェールズの4つの主教区の主教人事の問題で、そのことは改革派主教の動機や活動の実態を見ていく手がかりにもなるであろう。もうひとつの改革の推進主体としては、ウェールズ辺境評議会と宗教改革の関係の問題を指摘した。また、これらの問題を精緻に見て行く中で、例えば、改革にあたった主教がどのような問題に直面したということが分かれば、一般に順調に推移したとされるウェールズのプロテスタント化に、どのような抵抗や問題があったかも明らかになると考えられる。なお、主教としてのモーガンの事例に限って言えば、彼がランダフ主教区とセント・アサフ主教区の両方で最も精力的に取り組んだのは、有能な説教者の養成とカトリック対策であり、悩まされた問題としては、聖職録や教会財産をめぐる地元有力者との対立が挙げられる⁽⁵⁷⁾。

また、重要な課題としてウェールズ語と宗教改革の関係について取りあげた。そこでまず問題としたのは、ウェールズ語聖書の完成者であるウィリアム・モーガンの人的ネットワークについてである。また、ウェールズ語祈祷書が実際にどのように用いられたのか、またウェールズ語祈祷書完成以前の礼拝がどのようなものであったのかという点についても強調した。この問題については、教区の史料などにあたる社会史的な手法が必要となってくるが、ウェールズにおける宗教改革の社会史については、最初に紹介したバンガ大学のキャサリン・オルソンが近年この分野を開拓している⁽⁵⁸⁾。しかし、彼女の主要な研究は出版が予告されているものの、すくなくとも本稿執筆時には未刊行であるため、早い刊行が期待される⁽⁵⁹⁾。

最後に、この言語問題、特に祈祷書の翻訳の問題は、「ブリテンの宗教改革」という総合的な叙述のための重要な切り口であることを付言しておきたい。すなわち、ウェールズ語祈祷書をめぐる状況と、アイルランド・ゲール語、マン島語、コーンウォール語への祈祷書翻訳の時期や経緯を比較することは、ウェールズのプロテスタント化の実相を「ブリテンの宗教改革」の中に適切に位置づける上でも重要な材料を提供するものと考えられるであろう。

注

- (1) 例えば、以下。Glanmor Williams, *Welsh Reformation essays*, Cardiff: University of Wales Press, 1967.
- (2) Katharine K. Olson, 'Was the Reformation welcomed in Wales?', in H. V. Bowen, ed., *A new history of Wales: myths and realities in Welsh history*, Llandysul: Gwasg Gomer, 2011.
- (3) 以下の拙著を参照。山本信太郎『イングランド宗教改革の社会史 ミッド・テューダー期の教区教会』立教大学出版会、2009年。
- (4) ブリテン史については、さしあたって以下を参照。山本正「ブリテン史」岩井淳・指昭博編『イギリス史の新潮流 修正主義の近世史』彩流社、2000年。
- (5) ジョン・モリル（富田理恵訳）「17世紀ブリテンの革命再考」『思想』964号、2004年、52-75頁。
- (6) R. A. Mason, ed., *John Knox and the British Reformation*, Aldershot, 1998; F. Heal, *Reformation in Britain and Ireland*, Oxford, 2003; C. Kellar, *Scotland, England, and the Reformation 1534-61*, Oxford, 2003; Alec Ryrie, *The Age of Reformation, The Tudor and Stewart Realms 1485-1603*, Harlow, 2009. 富田理恵・山本信

- 太郎「ブリテンにおける 1534 年と 1560 年—二つの宗教改革による新たな連携と断絶」森田安一編『ヨーロッパ宗教改革の連携と断絶』教文館, 2009 年。
- (7) ウェールズにおける宗教改革については、特に G. ウィリアムズの多数の業績が重要。代表的な著作は、註 1 に挙げた初期のもの以外に以下。Glanmor Williams, *The Welsh Church from Conquest to Reformation*, Cardiff: University of Wales Press, 1976; Do., *Henry Tudor and Wales*, Cardiff: University of Wales Press, 1985; Do., *Recovery, reorientation and reformation: Wales, c.1415-1642*, Oxford: Clarendon Press, 1987 (reprinted in *Renewal and Reformation: Wales C. 1415-1642*, Oxford, Oxford University Press, 1993) ; Do., *The Welsh and Their Religion: Historical Essays*, Cardiff: University of Wales Press, 1991; Do., *Wales and the Reformation*, Cardiff: University of Wales Press, 1997. また、ウィリアムズには以下の自伝がある。G. Williams, *Glanmor Williams: A Life*, Cardiff: University of Wales Press, 2002. 日本では、指昭博氏の以下の論考がある。指昭博「ウェールズ語聖書と古代ブリテン伝説 —宗教改革とアイデンティティ」『神戸外大論叢』47 巻, 1996 年, 419-435 頁。
- (8) 岩井淳『ピューリタン革命と複合国家』山川出版社, 2010 年。同「国際関係のなかのウェールズ」岩井淳編『複合国家イギリスの宗教と社会—ブリテン国家の創出』ミネルヴァ書房, 2012 年。
- (9) 中世のウェールズについての概説的事項については、主に以下を参照した。青山吉信編『世界歴史大系 イギリス史 1』山川出版社, 1991 年。A. H. ドッド (吉賀憲夫訳)『ウェールズの歴史—先史時代から現在までのウェールズの生活と文化』京都修学社, 2000 年。永井一郎「ケルト外縁とイングランド—ウェールズの場合」『岩波講座世界歴史 7 ヨーロッパの誕生』岩波書店, 1998 年。『世界歴史大系 イギリス史 1』は、いわゆるイギリス史の概説書ながら、ウェールズ (とスコットランド) についての叙述が極めて詳しい (ウェールズの部分の執筆者は永井一郎)。なお、中世後期のウェールズについては、以下も参照。梁川洋子「中世後期のウェールズ辺境領主ヨーク公リチャード」『関西大学西洋史論叢』15, 2012 年, 23-34 頁。
- (10) 以下を参照。G. Williams, *Henry Tudor and Wales*, Cardiff: University of Wales Press, 1985;
- (11) オーウェン・グリンドゥルについては以下を参照。Ian Skidmore, *Owain Glyndwr, Prince of Wales*, Swansea, 1978.
- (12) Williams, *Henry Tudor and Wales*, pp. 13-19.
- (13) ウェールズ合同法については、まず以下を参照。大高典子「イングランドとウェールズの〈国家統合〉: 「統合法」(一五三六・四三年) の歴史的意義」『史論』(東京女子大学) 49, 1996 年, 74-93 頁。
- (14) Linda Colley, *Acts of Union and Disunion, What has held the UK together—and what is dividing it?*, London, 2014.
- (15) スコットランドの宗教改革については、註 6 に挙げた富田・山本「ブリテンにおける 1534 年と 1560 年」の他、以下を参照。飯島啓二『ノックスとスコットランド宗教改革』日本基督教団出版局, 1976 年。
- (16) 王国昇格法に至るアイルランドの状況については、以下を参照。山本正『「王国」と「植民地」—近世イギリス帝国のなかのアイルランド』思文閣出版, 2002 年, 23-85 頁。
- (17) ただし、山本正はアイルランド王国昇格法の宗教改革との関連での解釈を伝統的なものと位置づけ、法制定にはより国制的な意図があったことを強調する。山本正, 前掲書, 61-63 頁。
- (18) 反乱は、アイルランド総督であった第 9 代キルデア伯ジェラルド・フィッツジェラルド (Gerald Fitzgerald, 9th Earl of Kildare, 1487-1534) がロンドンに召還されて総督を解任された (後に獄死) ことを受けて、その息子オフアリ男爵 (第 10 代キルデア伯) トマス・フィッツジェラルド (Thomas Fitzgerald, 10th Earl of Kildare, 1513-1537) がダブリンで蜂起したことによって始まった。
- (19) Alec Ryrie, *The Age of Reformation, The Tudor and Stewart Realms 1485-1603*, Harlow, 2009, p. 293.

- (20) *Ibid.*, pp. 290–292.
- (21) 大高, 前掲論文, 83–88 頁。
- (22) 27 Henry VIII, c. 26, ‘Act for Laws and Justice to be ministered in Wales in like form as it is in this Realm’. *The Statutes of the Realm*, vol. 3, London, 1817, pp. 563–569; Ivor Bowen, ed., *The Statutes of Wales*, London, 1908, pp. 75–93.
- (23) 34–35 Henry VIII, c. 26, ‘Act for certain ordinances in the King’s Majesty’s Dominion and Principality of Wales’. *The Statutes of the Realm*, vol. 3, pp. 926–937; *The Statutes of Wales*, pp. 101–133.
- (24) 山本『イングランド宗教改革の社会史』, 特に序章を参照。
- (25) さしあたって, 注(2)に挙げた文献を参照。
- (26) *Valor Ecclesiasticus temp. Henry VIII, Auctoritate regia institutus*, 6 vols., London, 1810–34.
- (27) ドッド, 前掲書, 66–67 頁。
- (28) 山本『イングランド宗教改革の社会史』第2章「宗教政策と教区教会」を参照。
- (29) 以下を参照。仲丸英起・山本信太郎「反乱」指昭博編『ヘンリ8世の迷宮 イギリスのルネサンス君主』昭和堂, 2012年。
- (30) 以下を参照。水井万里子「エクセター市と西部反乱—16世紀中葉のイングランド西部地域」『西洋史学』173号, 1994年, 34–49頁。Andy Wood, *The 1549 Rebellions and the Making of Early Modern England*, Cambridge, 2007.
- (31) D. ウォーカー(木下智雄訳)『ウェールズ教会史』教文館, 2009年, 62–66頁。
- (32) 巡察質問条項については, 山本『イングランド宗教改革の社会史』第5章「巡察質問条項と教会巡察」を参照。
- (33) W. H. Frere, ed., *Visitation Articles and Injunction of the Period of the Reformation*, 3 vols, Alcuin Club Collection, 14–16, London, 1910.
- (34) *Ibid.*, vol. 2, pp. 262–266.
- (35) *Ibid.*, pp. 230–240.
- (36) Nia M. W. Powell, ‘Arthur Bulkeley, Reformation Bishop of Bangor, 1541–1552/3’, *Journal of Welsh Religious History*, ns, 3, 2003, pp. 23–52.
- (37) Andrew Breeze, ‘Bishop Barlow and the vernacular at Cardigan in 1538’, *Welsh Journal of Religious History*, 1, 2006, pp. 124–126.
- (38) SP 10/15, no. 78 in C. S. Knighton, ed., *Calendar of State Papers, Domestic series, Edward VI, 1547–1553*, London: HMSO, 1992, pp. 159–160.
- (39) チェスタ主教区は, ヘンリ8世治下の1540年から42年にかけて新設された6つの主教区の一つである。以下を参照。山本『イングランド宗教改革の社会史』197–199頁。
- (40) テューダー行政革命については, 以下を参照。井内太郎「絶対王政と『行政革命』」岩井・指編『イギリス史の新潮流』。
- (41) Penry Williams, *The Council in the Marches of Wales under Elizabeth I*, Cardiff: University of Wales Press, 1958.
- (42) Caroline Skeel, *The Council in the Marches of Wales: A study in local government during the sixteenth and seventeenth centuries*, London, 1904.
- (43) さらに, 民衆世界だけではなく, ウェールズのジェントリの間でウェールズ独自の伝統的な宗教のありようが存続したことも指摘されている。J. Gwynfor Jones, *The Welsh Gentry 1536–1640: Image of Status, Honour and Authority*, Cardiff: University of Wales Press, 2000, pp. 164–202.
- (44) 指「ウェールズ語聖書と古代ブリテン伝説」422頁。

- (45) 中世のマン島については、以下を参照。有光秀行「中世アイリッシュ海風雲録」甚野尚志・堀越宏一編『中世ヨーロッパを生きる』東京大学出版会、2004年。同「島のソシアビリテ」阪本浩・鶴島博和・小野善彦編『ソシアビリテの歴史的諸相』南窓社、2008年。同『中世ブリテン諸島史研究』刀水書房、2013年（第7章「『マンと諸島の王国』史論」）。
- (46) 鈴木哲也「18・19世紀におけるウェールズ語の衰退と教育」『明治大学人文科学研究所紀要』50, 2002年, 264頁。
- (47) 近世におけるウェールズ語の社会史については、以下の論集がある。Geraint H. Jenkins, ed., *The Welsh Language before the Industrial Revolution*, Cardiff: University of Wales Press, 1997.
- (48) 「われわれコーンウォールの人々は、新しい英語の礼拝を徹底的に拒否するだろう。」富岡次郎『イギリス農民一揆の研究』創文社、1965年, 508頁。
- (49) なお、註22に挙げた *The Statutes of the Realm* と *The Statutes of Wales* では、項目番号の振り付けが異なっており、この項目は前者では第17項、後者では第20項である。
- (50) 大高, 前掲論文, 85頁。
- (51) Ryrie, *op. cit.*, pp. 298-299.
- (52) A. W. Moore, ed., *The Book of Common Prayer in Manx Gaelic*, London, 1895.
- (53) *Oxford Dictionary of National Biography*, 'John Phillips'.
- (54) 5 Elizabeth, c. 28, 'Act for Translating of the Bible and the Divine Service into the Welsh Tongue'. *The Statutes of the Realm*, vol. 4, p. 457; *The Statutes of Wales*, pp. 149-151.
- (55) Williams, *Wales and the Reformation*, pp. 338-360.
- (56) モーガンについては下記の文献などが挙げられるが、単独の伝記はまだない。J. Gwynfor Jones, 'Bishop William Morgan -defender of church and faith', *Journal of Welsh Ecclesiastical History*, 5, 1988, pp. 1-30; Do., 'William Morgan, translator of the Bible and bishop of Llandaff', *Gwent Local History*, 66, 1989, pp. 37-48; N. N. W. Powell, 'Dr. William Morgan and his parishioners at Llanshaedr yrn Mochnant', *Transactions of the Caernarvonshire Historical Society*, 49, 1988, pp. 87-115; Glanmor Williams, *The Welsh and Their Religion: Historical Essays*, Cardiff: University of Wales Press, 1991 (ch. VI, 'Bishop William Morgan and the First Welsh Bible').
- (57) *Oxford Dictionary of National Biography*, 'William Morgan'.
- (58) 以下の未刊行博士論文があるが、筆者は未見。Katharine Olson, 'Fire from heaven: popular religion and society in Wales, c.1400-1603', Harvard University, Unpublished Ph. D. thesis, 2008.
- (59) バンガ大学のHPでは彼女の著作として、以下の出版がアナウンスされている(2014年5月現在)。前者は上記の博士論文をもとにしている。*Popular Religion, Culture, and Reformation in Wales and the Marches, c.1400-1603*, Oxford University Press, forthcoming; *Reformation, Tradition, and Transformation in a Welsh Parish: St. Mary's, Swansea, 1558-1627* (in preparation).

The English Reformation and Wales

YAMAMOTO Shintaro

Key words: English Reformation, Wales, Acts of Union, Welsh Bible and Book of Common Prayer, William Morgan

In 1530s, Church of England was separated from Roman Catholic Christendom through so-called King Henry VIII's divorce, while Wales was united to the Kingdom of England by so-called Acts of Union. This article considers what was the relation between the English Reformation and the Union, or what was the influence of the English Reformation on the church and society of Wales.

To investigate the subject above, this article takes up the following topics. First, it considers the installation of Bishops who propelled the Reformation policy in their dioceses in Wales. Second, it discusses the role of the Council of the Marches of Wales on the Reformation in Wales. These two topics aim to clarify the promoting force of the protestant religious policy in Wales. In the last section, it considers the importance of the Welsh language on the process of the Reformation in Wales. As Church of England promoted vernacularisation of the service of the church, it needed translation of the Bible and the Book of Common Prayer to Welsh. It was the most important task for the established church propelling the Reformation policy in Wales. On the process of translation, the role of William Morgan (later Bishop of Llandaff, and then of St. Asaph) as the Bible translator was so crucial that deserves further investigation.